
AMT/NEWSLETTER

Banking & Finance

2026年2月20日

「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」報告書の概要 —投資専門会社を通じた資本性資金の供給の促進等について—

弁護士 戸塚 貴晴 / 弁護士 村井 恵悟 / 弁護士 中島 庸元

Contents

I. はじめに

II. 投資専門会社を通じた資本性資金の供給の促進

1. 見直しの全体像
2. 具体的な見直し内容
 - (1) 投資専門会社の投資先の範囲及び業務範囲の緩和
 - (2) ベンチャービジネス会社の要件緩和
 - (3) 事業承継会社の要件緩和
 - (4) 地域活性化事業会社の要件の明確化及び手続の簡略化

III. 今後の検討が必要な論点

- (1) 業務範囲規制の更なる緩和
- (2) 大口信用供与規制の見直し
- (3) 銀行持株会社から一般持株会社への移行

I. はじめに

2025年6月25日に開催された金融審議会総会において、金融担当大臣から、「地域における趨勢的な人口減少その他の環境変化の中で、地域金融機関等が地域経済に貢献する役割を十分に発揮できるように地域金融力の強化に必要な方策について検討を行うこと。」¹との諮問がなされたことを受け、金融審議会「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」(以下「本WG」という。)が設置された。同年9月から、本WGによる計4回の討議を経て、同年12月18日に、本WGにおける審議の結果をまとめた「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」報告書²(以下「本WG

¹ 第55回金融審議会総会・第43回金融分科会合同会合 諮問事項(2025年6月25日)(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryou/20250625/6.pdf)

² https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20251218/01.pdf

報告書」という。)が公表された。さらに、同年 12 月 19 日に、本 WG 報告書を踏まえて、「地域金融力強化プラン」³(以下「本プラン」といい、本 WG 報告書と合わせて「本 WG 報告書等」と総称する。)が公表された。本 WG 報告書の提言内容及び本プランの内容は多岐にわたるが、大要としては、以下のとおり構成されている。⁴

- ① 内外のプレイヤーとの連携を通じた中堅企業等への成長支援
- ② M&A・事業承継や経営者等の人材確保の支援
- ③ 早期の経営改善や円滑な事業再生に向けた支援の促進
- ④ 企業価値担保権も活用した事業性融資の推進
- ⑤ スタートアップ企業等の成長企業の資金調達支援
- ⑥ 経営者保証に依存しない融資の促進
- ⑦ 地域企業への DX 支援の推進
- ⑧ 地域課題の解決
- ⑨ 地域金融機関による地域活性化の取組の促進
- ⑩ 投資専門会社を通じた資本性資金の供給の促進
- ⑪ 地域金融機関の業務効率化・負担軽減に向けた取組
- ⑫ 金融機能強化法の資本参加制度・資金交付制度の期限延長・拡充等
- ⑬ その他の環境整備

上記には、その対象が必ずしも地域金融機関に限られないと思われる提言も含まれているところ、本ニュースレターでは、上記のうち特に銀行法に関わる⑩投資専門会社を通じた資本性資金の供給の促進について解説する。⁵

また、本 WG 報告書では優先順位の関係から取り扱われなかったものの、今後、総合的な検討が必要と指摘された論点についても解説する。

II. 投資専門会社を通じた資本性資金の供給の促進

1. 見直しの全体像

「地域活性化のためには、地域企業の成長等を支援する資本性資金の供給が重要」であるとして、これまで、地域金融機関等が、「投資専門会社を通じてベンチャービジネス会社や事業承継会社、地域活性化事業会社に対し、資金供給を行うことが出来るような環境の整備が進められてきた」。そして、本 WG 報告書等では、「利益相反取引の防止、リスク管理及び内部管理態勢の整備を引き続き前提とした上で、地域金融機関等が資本性資金の供給を通じて一層の地域活性化に貢献できるよう、足元での地域のニーズ等を踏まえながら、投資専門会社の出資に関する要件等の見直しを進めていくことが重要である。」と指摘されている(本 WG 報告書 12 頁及び本プラン 12 頁)。

上記を踏まえて、投資専門会社の出資に関する要件等の緩和及び明確化について、本 WG 報告書等において提言された内容を以下のとおり解説する。⁶

³ https://www.fsa.go.jp/news/r7/20251219/regional_financial_power_enhancement_plan.pdf

⁴ 上記②・⑥・⑦に関連して、2025 年 12 月 19 日に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)が公表され、2026 年 2 月 20 日に、これに対するパブリックコメントの結果が公表された(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/ginkou/20260220/20260220.html>)。

⁵ なお、保険業法上も、投資専門会社を通じた出資に関する制度があるが(保険業法第 106 条第 1 項第 13 号～第 15 号)、本 WG 報告書で提言されている内容と同様の改正がなされるのか、注視が必要である。

⁶ 全体像については、本 WG 第 3 回事務局説明資料①(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/chiikikinyuryoku_wg/gijishidai/20251028/01.pdf) 12 頁参照。

2. 具体的な見直し内容

(1) 投資専門会社の投資先の範囲及び業務範囲の緩和

ア 現行の規制内容

現行の規制において、銀行によるベンチャービジネス会社、事業承継会社及び地域活性化事業会社(いずれも後述)等に対する出資は、投資専門会社(銀行法(以下「法」という。)上、投資専門会社は「特定子会社」と規定されている(法第 16 条の 2 第 1 項第 12 号括弧書)。)を経由することが基本とされている(法第 16 条の 2 第 1 項第 12 号～第 14 号)。

また、投資専門会社の業務範囲は、「他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務」、「他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言(前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものを主として行うものに限る。)」並びに「これらに附帯する業務」に限られている(銀行法施行規則(以下「規則」という。)第 17 条の 2 第 14 項、第 17 条の 3 第 2 項第 12 号)。すなわち、投資専門会社は、株式会社への出融資及び主として出融資先となった株式会社へのコンサルティング業務等のみを行うことができるとされている。

従来、投資専門会社の業務範囲は、株式会社への出融資及びそれに附帯する業務に限られていたところ、2020 年に、金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ報告－経済を力強く支える金融機能の確立に向けて－」⁷(以下「2020 年銀行制度等 WG 報告書」という。)において「投資専門会社のハンズオン支援能力を強化するため、コンサルティング業務などを業務に追加することが考えられる。」⁸と提言されたことを受けて、2021 年に、コンサルティング業務が新たに業務範囲に追加された。この際、コンサルティング業務と機能的に異なる事務の受託は投資専門会社の業務範囲に含まれないとされ⁹、また、M&A 仲介業務は投資専門会社の業務範囲に含まれていなかった。

イ 見直し内容

上記の投資専門会社に係る業務範囲については、本 WG 報告書等において、以下の 2 点が提言されている(本 WG 報告書 12 頁及び本プラン 12 頁)。

- ① 投資専門会社による投資先の裾野を広げる観点から、投資専門会社の株式会社以外への資金供給を可能とする。
- ② 投資専門会社による投資先へのコンサルティングやビジネスモデルに合ったオーナー探索を強化する観点から、投資専門会社の業務範囲に M&A 仲介業務を追加する。

これらの提言により、規則第 17 条の 2 第 14 項及び第 17 条の 3 第 2 項第 12 号が改正されることが見込まれるが、特に上記①について、「株式会社以外」の範囲がどのように定められるか¹⁰、今後公表されることが見込まれる規則改正案を確認する必要がある。

⁷ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20201222/houkoku.pdf

⁸ 2020 年銀行制度等 WG 報告書 11 頁参照。

⁹ 金融庁「令和 3 年銀行法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等について」(2021 年 11 月 10 日)別紙 1 (<https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20211110/01.pdf>) 26 頁 No.101 回答参照。

¹⁰ 一般社団法人全国地方銀行協会は、本 WG 第 2 回において、現行の規制下においては、「合同会社等」を用いた事業承継スキームについて、投資専門会社を活用したエクイティ支援が難しいと指摘していた(本 WG 第 2 回全国地方銀行協会説明資料(以下「全国地方銀行協会説明資料」という。))(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/chiikikinyuryoku_wg/gijishidai/20251002/02.pdf) 7 頁)。また、同協会は、「規制改革・行政改革ホットライン(縦割り 110 番)」においても、現行制度上、投資専門会社は「合同会社や匿名組

(2)ベンチャービジネス会社の要件緩和

ア 現行の規制内容

現行の規制において、ベンチャービジネス会社は「新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令に定める会社」(法第16条の2第1項第12号)と規定されており、非上場会社であり、かつ一定の要件を満たした中小企業であることがその要件とされている(規則第17条の2第5項)。また、投資専門会社がベンチャービジネス会社に対して出資する場合には、議決権の取得の日から15年間の保有期限内に5%(以下「基礎議決権数」という。)を超える議決権を処分することが求められる(規則第17条の2第12項)。

投資専門会社は、既に出資をしているベンチャービジネス会社が上場した後は、当該会社が非上場会社でなくなることから、現行の規制上は、上記の要件を充たさず、基礎議決権数を超える議決権の取得に係る追加出資を行うことができなかった。なお、この点は、2020年銀行制度等WG報告書においても、「非上場であること…は、引き続き要件とすることが考えられる。」¹¹と提言されていた。

イ 見直し内容

上記のベンチャービジネス会社に係る規制については、本WG報告書等において、以下の点が提言されている(本WG報告書12、13頁及び本プラン12頁)。

- スタートアップ・ベンチャー企業は、一般的に時価総額が小さいため機関投資家の投資対象になりにくく、上場後の資金調達が困難となる場合があることから、これに対応しつつ、流通市場に厚みをもたせるため、投資専門会社によるベンチャービジネス会社へのいわゆるクロスオーバー投資として、保有期限内であれば、非上場会社が上場した後も追加出資を可能とする。

かかる提言により、規則第17条の2第5項が改正されることが見込まれるが、今後公表されることが見込まれる規則改正案を確認する必要がある。

(3)事業承継会社の要件緩和

ア 現行の規制内容

現行の規制において、事業承継会社は「代表者の死亡、高齢化その他の事由に起因して、その事業の承継のために支援の必要が生じた会社であって、当該事業の承継に係る計画に基づく支援を受けている会社」(法第16条の2第1項第13号、規則第17条の2第6項第10号)と規定されており、非上場会社であることがその要件とされている(規則第17

合等」への資金供給が認められていないと指摘していた(検討要請に対する所管省庁からの回答(以下「規制改革ホットライン」という。)(https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/hotline/siryou2/k_siryou2_r7.pdf)300番参照)。

さらに、都銀懇話会も、「合同会社である当該会社の社員持分の取得および保有」、「当該会社を相手方とする匿名組合契約の出資の持分または信託の受益権の取得および保有」、「当該会社を組員とする事業有限責任組合(原文ママ)の出資の持分の取得および保有」並びに「外国に所在するこれらの組合に類似する団体又は株式会社」の持分又は株式の取得及び保有を追加することを提案していた(規制改革ホットライン211番参照)。

¹¹ 2020年銀行制度等WG報告書12頁参照。

条の2第6項柱書)。また、投資専門会社が事業承継会社に出資する場合には、議決権の取得の日から10年間の保有期限内に基礎議決権数を超える議決権を処分することが求められる(規則第17条の2第12項)。

上記のとおり、現行の規制上は、非上場会社であることが事業承継会社の要件となっていることから、投資専門会社が事業承継会社に相当する上場会社に出資することはできなかった。なお、上記の規制が導入された2008年に、「銀行に対する他業禁止、子会社業務範囲規制及び議決権保有制限規制の趣旨から」基礎議決権数を超えて事業承継会社に相当する上場会社の議決権を取得することはできないとされ¹²、2020年銀行制度等WG報告書においても、「非上場であることは引き続き要件とすることが考えられる。」¹³と提言されていた。

イ 見直しの内容

上記の事業承継会社に係る規制については、本WG報告書等において、以下の点が提言されている(本WG報告書13頁及び本プラン12頁)。

- 事業承継に直面する上場企業のニーズも存在するため、事業承継会社については上場企業であっても、投資専門会社による資金供給を可能とする。

かかる提言により、規則第17条の2第6項が改正されることが見込まれるが、今後公表されることが見込まれる規則改正案を確認する必要がある。

(4)地域活性化事業会社の要件の明確化及び手続の簡略化

ア 現行の規制内容

現行の規制において、地域活性化事業会社は「地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」(法第16条の2第1項第14号、第16条の4第8項)と規定されており、一定の条件を満たした「地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社」であることがその要件とされている(規則第17条の2第8項、第17条の7の3第1項)。投資専門会社が非上場会社である地域活性化事業会社に出資する場合には、議決権の100%まで取得することが可能であるが、議決権の取得の日から10年間の保有期限内に基礎議決権数を超える議決権を処分することが求められる(規則第17条の2第8項柱書、同条第12項)。また、投資専門会社が上場会社である地域活性化事業会社に出資する場合には、議決権の50%まで取得することが可能であるが(法第16条の4第1項・同条第8項・規則第17条の7の3第1項)、10年間の保有期限内に基礎議決権数を超える議決権を処分することが求められる(規則第17条の7の3第3項)。

地域活性化事業会社は、これまでに銀行及びその子会社による地域活性化事業会社の議決権の取得・保有に関する検討がなされた際にも、「地域経済の面的再生事業会社(低迷する地域経済を面的に再生するための事業を行う企業であって、事業の集約や再構築を伴うもの)」と述べられるにとどまってお¹⁴、また、現状、その要件については、主要行等

¹² 金融庁「平成20年金融商品取引法等の一部改正に係る政府令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等について」(2008年12月2日)(<https://www.fsa.go.jp/news/20/20081202-1/00.pdf>)65頁No.4

¹³ 2020年銀行制度等WG報告書12頁

¹⁴ 金融審議会金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ「金融システム安定等に資する銀行規制等の見直しについて」(以下「2008年銀行規制WG報告書」という。)(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20130128-1/01.pdf)16頁及び2020年銀行制度等WG報告書13頁参照。

向けの総合的な監督指針 V-3-3(注 4)及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-7(注 7)において、「地域活性化事業会社(法第 16 条の 2 第 1 項第 14 号及び同法第 16 条の 4 第 8 項)について、銀行からの事業内容の可否に係る事前相談においては、施行規則第 17 条の 7 の 3 第 1 項第 2 号に規定している「地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社」に、単に合致しているかにより判断して差し支えない」と説明されている程度である。

イ 見直しの内容

上記の地域活性化事業会社に係る規制については、本 WG 報告書等において、以下の点が提言されている(本 WG 報告書 13 頁及び本プラン 13 頁)。

- 地域活性化事業会社の更なる活用を促す観点から、地域活性化事業会社の要件を明確化し、手続を簡略化する。

かかる提言が規則や監督指針の改正案においてどのように反映されるか、今後公表されると思われる規則及び監督指針の改正案を確認する必要がある。

III. 今後の検討が必要な論点

本 WG 報告書では、「本ワーキング・グループにおける優先順位の関係から、制度整備の検討に当たり、業・制度そのものの在り方を含めた総合的な検討が必要な論点については、中長期的な整理が必要であることから、取り扱うことができなかつたが、今後、適時適切なタイミングでの検討が行われることを期待したい。」と述べられている(本 WG 報告書 24 頁)。このうち銀行法に関する論点については、特に以下の 3 つの論点について、本 WG 報告書内で具体的に言及されていることから¹⁵、本 WG に出された関連する要望も含めて以下のとおり解説する。

(1) 業務範囲規制の更なる緩和

銀行の業務範囲は、銀行法第 10 条から第 12 条において定められており、銀行はそれらの業務以外の業務を営むことを禁止されている(法第 12 条)。

これについて、本 WG において、事業承継や再開発に伴う不動産仲介業務等を銀行の業務範囲に追加することが要望された¹⁶。

(2) 大口信用供与規制の見直し

銀行又は銀行グループは、特定の相手方に対する集中的な信用供与の防止のため、原則として、相手先の企業や企業グループの区分に応じて、銀行の自己資本に対して一定の割合を超える信用供与を行うことが禁止されており、この規制は銀行グループ内での信用供与にも適用されている(法第 13 条等)。もっとも、例外として、特例承認を受けることで、同規制の適用対象外となる(法第 13 条第 1 項但書)。

これについて、本 WG において、「取引先企業が大規模な再生可能エネルギー等に取り組もうとする際に、大口信用供与規制が問題となり、プロジェクトファイナンスに取り組めないケースがある」、「銀行から兄弟会社に対して資金融通する際にも、大口信用供与規制が課されるため、効率的な経営資源の配分や金融面での一層のサービス向上に支障を来し

¹⁵ 本 WG 報告書脚注 52 参照。

¹⁶ 全国地方銀行協会説明資料 6, 7, 9 頁、及び本 WG 第 2 回全国信用金庫協会説明資料(以下「全国信用金庫協会説明資料」という。)(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/chiikikinyuryoku_wg/gijishidai/20251002/04.pdf) 10 頁参照。このほか、規制改革ホワイトライン 245 番及び 295 番参照。

ている」¹⁷との問題提起がなされた¹⁸。これを受けて、後者の問題提起については、本プランにおいて、同一グループ内の兄弟銀行間等における大口信用供与規制の特例承認について、「地域における人口減少や金利上昇等を背景として、同一グループ内の兄弟銀行間等において信用供与等を行う必要性が高まっている。銀行の健全性の確保にも留意しつつ、同一グループ内の兄弟銀行間等における大口信用供与規制について監督指針¹⁹の見直しの検討を進める。」²⁰と述べられている²¹。本 WG 報告書で具体的に言及された銀行法に関する 3 つの論点のうち、唯一、本プランにも記載されている論点であることから、今後の動向に特に注視が必要である。

(3) 銀行持株会社から一般持株会社への移行

銀行持株会社とは、銀行を子会社とする持株会社であって、法第 52 条の 17 第 1 項の銀行持株会社に係る認可を受けているものをいい(法第 2 条第 13 項)、銀行持株会社には固有の規制が課されている(法第 7 条の 3 章第 3 節参照)。

これについて、本 WG において、「銀行を保有する事業会社グループとは業務範囲規制や健全性規制等での差が未だに存在。地域課題解決に向けた非金融分野への取組みに支障を来している。」として、「銀行グループがより地域課題解決に向けた取組みを積極的に行えるよう、銀行持株会社から一般持株会社へ柔軟に移行できるルールを設ける」²²ことが要望された。

¹⁷ 全国地方銀行協会説明資料 8 頁及び 10 頁参照。

¹⁸ このほか、規制改革ホットライン 199 番～202 番、312 番及び 330 番も参照。

¹⁹ 主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-2-6(5)及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-4 参照。

²⁰ 本プラン 22 頁参照。

²¹ この点について、2008 年銀行制度等 WG 報告書において、銀行・銀行持株会社の関連会社が行う信用供与等について、「承認制の下で、個別具体的な事案に即して、許容していくことが適当である。」と述べられていたことが参考になる(2008 年銀行制度等 WG 報告書 8 頁参照)。

²² 全国地方銀行協会説明資料 10 頁参照。規制改革ホットライン 294 番も参照。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 戸塚 貴晴 (takaharu.totsuka@amt-law.com)
弁護士 村井 恵悟 (keigo.murai@amt-law.com)
弁護士 中島 庸元 (nobumoto.nakashima@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。